

「中央区自治協議会部会の設置及び運営に関する要綱」の一部改正について

1 改正の経緯

平成28年度第11回中央区自治協議会において、部会編制の見直し(案)が承認されたことに伴い、「中央区自治協議会部会の設置及び運営に関する要綱」の一部を改正する。

2 改正の概要および理由

主な改正点	現行	理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活性化部会，福祉・安心安全部会，地域と学校部会，水辺とみなと部会とする。 ・ 中央区自治協議会だより編集部会について，4部会から各2名の委員(計8名)構成とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点と賑わいのまち部会，人にやさしい暮らしのまち部会，水辺とみなとのまち部会となっている。 ・ 中央区自治協議会だより編集部会について，3部会から各2名の委員(計6名)構成となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い分野できめ細かく地域課題を検討する体制が望まれている。人にやさしい暮らしのまち部会は，所掌範囲も広いため，部会を細分化するなどの対応が必要であるため。 ・ 部会編制の見直しに伴い，中央区自治協議会だより編集部会の委員構成について，変更が必要であるため。
<p>(編制見直し後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活性化部会 ・ 福祉・安心安全部会 ・ 地域と学校部会 ・ 水辺とみなと部会 	<p>(編制見直し前)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点と賑わいのまち部会 ・ 人にやさしい暮らしのまち部会 ・ 水辺とみなとのまち部会 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央区自治協議会だより編集部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央区自治協議会だより編集部会 	